

令和 7 年第 2 回那珂川町議会定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和 7 年 3 月 6 日（木曜日）午前 10 時開議

- | | | | |
|--------|----------|---|--------|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 人権擁護委員の推薦意見について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 那珂川町職員の給与に関する条例等の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 那珂川町妊産婦医療費助成に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 那珂川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 那珂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 那珂川町立美術館条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 令和 6 年度那珂川町一般会計補正予算（第 7 号）の議決について | (町長提出) |

- 日程第 1 4 議案第 1 4 号 令和 6 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）の議決について（町長提出）
- 日程第 1 5 議案第 1 5 号 令和 6 年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の議決について（町長提出）
- 日程第 1 6 議案第 1 6 号 令和 6 年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の議決について（町長提出）
- 日程第 1 7 議案第 1 7 号 令和 6 年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の議決について（町長提出）
- 日程第 1 8 議案第 1 8 号 令和 6 年度那珂川町水道事業会計補正予算（第 3 号）の議決について（町長提出）
- 日程第 1 9 議案第 1 9 号 令和 6 年度那珂川町下水道事業会計補正予算（第 3 号）の議決について（町長提出）
- 日程第 2 0 議案第 2 0 号 財産の取得について（町長提出）
- 日程第 2 1 議案第 2 1 号 第 2 期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業（整備工事）請負契約の変更契約の締結について（町長提出）
- 日程第 2 2 議案第 2 2 号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定について（町長提出）
- 日程第 2 3 議案第 2 3 号 令和 7 年度那珂川町一般会計予算の議決について（町長提出）
- 日程第 2 4 議案第 2 4 号 令和 7 年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について（町長提出）
- 日程第 2 5 議案第 2 5 号 令和 7 年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について（町長提出）
- 日程第 2 6 議案第 2 6 号 令和 7 年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について（町長提出）
- 日程第 2 7 議案第 2 7 号 令和 7 年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について（町長提出）
- 日程第 2 8 議案第 2 8 号 令和 7 年度那珂川町水道事業会計予算の議決について（町長提出）
- 日程第 2 9 議案第 2 9 号 令和 7 年度那珂川町下水道事業会計予算の議決について（町長提出）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	神 場 圭 司	２番	矢 後 紀 夫
３番	高 野 泉	４番	福 田 浩 二
５番	大 金 清	６番	川 俣 義 雅
７番	益 子 純 恵	８番	小 川 正 典
９番	鈴 木 繁	１１番	川 上 要 一
１２番	小 川 洋 一	１３番	益 子 明 美

欠席議員（１名）

１０番	大 金 市 美
-----	---------

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福 島 泰 夫	副 町 長	小 松 重 隆
教 育 長	吉 成 伸 也	総 務 課 長	笠 井 真 一
企画財政課長	谷 田 克 彦	税 務 課 長	田 角 章
住 民 課 長	金 子 洋 子	生活環境課長	杉 本 篤
健康福祉課長	益 子 利 枝	子 育 て 支 援 課 長	藤 浪 京 子
建 設 課 長	田 邊 康 行	産業振興課長	熊 田 則 昭
農 業 委 員 会 事 務 局 長	星 善 浩	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	齋 藤 昌 代
学校教育課長	加 藤 啓 子	生涯学習課長	星 学
上下水道課長	加 藤 博 行		

職務のため議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	横 山 和 則	書 記	仲野谷 智 子
書 記	奈 良 大 輔		

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（益子明美） ただいまの出席議員は12名であります。

欠席届が10番、大金市美議員から出されております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（益子明美） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第1、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 皆さん、おはようございます。

昨日、一昨日と一般質問、本当にありがとうございました。

庁内におきまして、しっかりと検討させていただきたいと思います。

ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項において「町長は、市町村議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。」と定められております。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております蓮見和恵氏は、本年6月30日をもって現在の任期が満了となりますが、継続して蓮見和恵氏を推薦したいと存じます。

蓮見和恵氏は令和4年7月1日から1期3年間、大変熱心にその職責を果たしてこられ、また、地域においても人望厚く、人格識見ともに申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。

今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに、当町の人権擁護委員は、現在、小祝邦之氏、川上弘之氏、大金美江氏、郡司広美氏、内田清美氏、渡辺富士雄氏、蓮見和恵氏の7名であります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第2、議案第2号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第2号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、デジタル社会形成基本法等の一部改正に伴い、同法の条項を引用している関係条例に条項のずれが生じたため、改正するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてをご覧ください。

1、改正の理由であります、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法の条項を引用している関係条例に条項のずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

2、改正する条例名は、（1）那珂川町税条例及び（2）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の以上2条例であります。

3、改正の内容であります、（1）那珂川町税条例についてですが、第36条の2第10項、第63条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第139条の3第2項第1号及び第147条第1項第1号において、第2条第15項を第2条第16項に、同条第15項を同条第16項に条

項のずれに伴い改正するものです。

(2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてですが、第2条第1項第2号において、第2条第8項が第2条第9項に、第2条第1項第3号において、第2条第12項が第2条第13項に、第2条第1項第4号において、第2条第14項が第2条第15項へ、条項のずれに伴い改正するものです。

4、施行期日は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第3、議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設したことにより関係条例を改正するものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてをご覧ください。

1、改正の理由であります、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、「懲役」及び「禁錮」を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設したため、所要の改正を行うものであります。

2、改正する条例名は、（1）那珂川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、（2）那珂川町職員の給与に関する条例、（3）那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、（4）那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、（5）那珂川町個人情報保護法施行条例及び（6）那珂川町個人情報保護審議会条例の以上6条例であります。

3、改正の内容であります、（1）那珂川町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例についてですが、第5条において、「禁錮」を「拘禁刑」に字句を改正するもの。

（2）那珂川町職員の給与に関する条例についてですが、第17条の2第1項第3号、第17条の2第1項第4号、第17条の3第1項第1号及び第17条の3第3項第1号において、「禁錮」を「拘禁刑」に字句を改正するもの。

（3）那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に

ついてですが、第22条において、「禁錮」を「拘禁刑」に字句を改正するもの。

(4) 那珂川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例についてですが、第4条第1項第1号において、「禁錮」を「拘禁刑」に字句を改正するもの。

(5) 那珂川町個人情報保護法施行条例についてですが、附則第7項から第9項において、「懲役」を「拘禁刑」に字句を改正するもの。

(6) 那珂川町個人情報保護審議会条例についてですが、第10条において、「懲役」を「拘禁刑」に字句を改正するものであります。

4、施行期日は、令和7年6月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号～議案第6号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第4、議案第4号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等

に関する条例の一部改正について、日程第5、議案第5号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第6、議案第6号 那珂川町職員の給与に関する条例等の一部改正について、以上3議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案第5号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第6号 那珂川町職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

人事院は、昨年8月8日に国家公務員の一般職の職員の給与に関して、民間給与との較差を解消するため、初任給をはじめ若年層に特に重点を置いた月例給、期末手当及び勤勉手当の引上げ等の勧告を行いました。

これを受け、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたことから、本町においても国に準じて職員給与等の改定、あわせて近年の社会情勢及び近隣の地方公共団体の給与水準を踏まえ給料表の見直しを行うため、関係する条例を改正するものであります。

また、あわせて国の特別職等の期末手当についても引き上げを行うことから、議員、町長、副町長及び教育長の期末手当についても引き上げを行うものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。

議案第6号に添付してあります参考資料1、人事院勧告に基づく議員、町長等の期末手当及び職員の給料表、諸手当の改正並びに行政職給料表の見直しについてをご覧ください。

1、改正の理由であります、人事院より、民間との較差を埋めるため、職員の給料、諸手当の改定について勧告されたことに伴い、職員の給料、諸手当の改定を行うとともに、国の特別職等の期末手当の改定状況を勘案し、議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の引上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

また、行政職給料表の職務の級を6級制から7級制に見直し、令和7年度から運用してい

くため、併せて所要の改正を行うものであります。

2、改正する条例名は、（１）那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、（２）那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例、（３）那珂川町職員の給与に関する条例、（４）那珂川町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、（５）那珂川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例、（６）那珂川町職員の修学部分休業に関する条例、（７）那珂川町職員の高齢者部分休業に関する条例、（８）那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例、（９）那珂川町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、（１０）那珂川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、（１１）那珂川町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び（１２）地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正等に関する条例の以上12条例であります。

2 ページになります。

3、改正の内容であります、（１）那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び（２）那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例についてですが、議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の改定になります。

1 点目は、令和 6 年12月期の期末手当を0.05月引き上げて1.75月とし、年間3.45月とするものです。

2 点目は、令和 7 年 4 月 1 日以降の期末手当について、総枠は変えずに 6 月期と12月期の支給月数を平準化するものであります。

（３）那珂川町職員の給与に関する条例についてですが、職員給料・諸手当の改定になります。

1 点目は、月例給の引上げです。若年層に特に重点を置くとともに、おおむね30歳台後半までの職員に重点を置いた俸給月額の引上げを行うものです。引上げについては、全体平均 3.0%を引き上げるほか、大卒初任給で 2 万6,300円、高卒初任給で 2 万1,400円引上げるものであります。なお、適用は令和 6 年 4 月 1 日に遡及するものであります。

2 点目は、行政職給料表 3 級から 6 級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号俸給月額を引き上げるものです。そのことにより、新たな俸給表に移行する際にカットされる号俸に在職する者は、当該級の新しい初号へ切替えとなります。なお、適用は令和 7 年 4 月 1 日となります。

3 点目は、期末手当及び勤勉手当の引上げです。期末手当及び勤勉手当を0.05月ずつ引き上げるものであります。

3 ページになります。

4 点目は、令和 7 年 4 月 1 日以降の期末手当及び勤勉手当について、総枠は変えずに 6 月期と 12 月期の支給月数を平準化するものであります。

次に、地域手当の新設についてですが、地域手当の級地区分の設定は、現在、市町村ごととしておりますが、都道府県単位を基本とするよう見直しがあり、また、級地区分を現在の 7 級地から 5 級地に再編されたところであります。

4 ページに続きます。

これらにより、栃木県においては、全市町において 4 % の支給割合とされたことから、これまで、当町においては地域手当を支給していなかったため、新たに新設するものであります。令和 7 年度においては、2 % の支給となりますが、段階的に支給割合の引上げを実施することになります。

次に、その他の諸手当の改定についてですが、1 点目は、扶養手当の改定になります。配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当を 1 万 3,000 円に引上げます。なお、引上げについては、2 年間で段階的に実施することになります。

2 点目は、通勤手当の支給限度額を 1 か月当たり、15 万円に引き上げるものであります。新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給となります。

3 点目は、単身赴任手当の支給要件拡大になります。採用時から単身赴任手当の支給が可能となります。

4 点目は、定年前再任用短時間勤務職員に住居手当を新たに支給するものであります。

5 点目は、管理職員特別勤務手当の支給対象拡大です。現在、管理職員への特別勤務手当の支給は、午前 0 時から午前 5 時までであります。午後 10 時から午前 5 時までに支給対象を見直しするものであります。

次に、行政職給料表の見直しについてですが、民間企業等との間での人材獲得競争並びに近隣の地方公共団体との給与水準の均衡を鑑み、行政職給料表について、所要の改正を行うものであります。

内容についてですが、職務の級を 6 級制から 7 級制に見直し、基準となる職務を、特に困難な業務を分掌する課長、室長、局長の職務とし、令和 7 年 4 月 1 日から運用するものであります。

5 ページになります。

(4) 那珂川町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例についてですが、第 3 条において、

地域手当に関する規定を追加するものです。

(5) 那珂川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例についてですが、第4条及び第8条において、地域手当に関する規定を追加するものです。

(6) 那珂川町職員の修学部分休業に関する条例についてですが、第3条において、地域手当に関する規定を追加するものです。

(7) 那珂川町職員の高齢者部分休業に関する条例についてですが、第3条において、地域手当に関する規定を追加するものです。

(8) 那珂川町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例についてですが、第2条、第3条及び第4条の2において、地域手当に関する規定を追加するものです。

(9) 那珂川町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についてですが、第2条第3項及び第5条の2において、地域手当に関する規定を追加するもの。第20条第1項第1号については、パートタイム会計年度任用企業職員への給与の種類に勤勉手当に関する規定を追加するもの。

6ページに続きます。

第20条第1項第2号については、フルタイム会計年度任用企業職員への給与の種類に地域手当及び勤勉手当に関する規定を追加するものです。

(10) 那珂川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてですが、第3条、第7条の2、第15条、第15条第2項、第23条及び第23条の2において、会計年度任用職員への地域手当に関する規定を追加するものです。

(11) 那珂川町下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についてですが、第2条第3項及び第5条の2において、地域手当に関する規定を追加するもの。第22条第1項第1号については、パートタイム会計年度任用企業職員への給与の種類に勤勉手当に関する規定を追加するもの。第22条第1項第2号については、フルタイム会計年度任用企業職員への給与の種類に地域手当及び勤勉手当に関する規定を追加するものです。

(12) 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の一部改正等に関する条例についてですが、附則第11項において、暫定再任用職員に住居手当及び単身赴任手当を支給するため、住居手当等の規定を削除するものです。

4、施行期日は、公布の日からとなりますが、一部については、令和6年4月1日遡及適用及び令和7年4月1日適用となります。

なお、参考資料2及び参考資料3として、行政職給料表の新旧対照表を添付いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、議案名をお示してください。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

なお、討論に当たっては、反対する議案名をお示してください。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第4号 那珂川町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 那珂川町職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第7、議案第7号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定所得基準額について、所要の改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります、第2条第2項は、賦課限度額の改正で、基礎課税分について、賦課限度額を65万円から66万円に引き上げるものです。

第2条第3項は、賦課限度額の改正で、後期高齢者支援金分について、賦課限度額を24万円から26万円に引き上げるものです。

第26条第1項本文は、第2条第2項及び第2条第3項の改正と同様の改正となります。

第26条第1項第2号は、5割軽減判定所得基準額の引上げで、現行の29万5,000円から30万5,000円になります。

第26条第1項第3号は、2割軽減判定所得基準額の引上げで、現行の54万5,000円から56万円になります。

4、施行期日であります、令和7年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決すること
に異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第8、議案第8号 那珂川町妊産婦医療費助成に関する条例の一部
改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第8号 那珂川町妊産婦医療費助成に関す
る条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町妊産婦医療費助成制度は、町内に住所を有する妊産婦を対象に、医療機関に支払

った保険診療自己負担分を申請に基づき助成する制度です。

今回の改正は、人口減少・少子化対策の推進及び子育て支援施策のさらなる充実を図るため、従来の助成対象者からの申請による償還払いから、医療機関が請求する現物給付として助成対象者の負担を軽減するため、所要の改正を行うものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第8号 那珂川町妊産婦医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第9、議案第9号 那珂川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第9号 那珂川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

那珂川町ひとり親家庭医療費助成制度は、町内に住所を有するひとり親家庭の親と子を対象に、医療機関にて支払った保険診療自己負担分を申請に基づき助成する制度です。

今回の改正は、人口減少・少子化対策の推進及び子育て支援施策のさらなる充実を図るため、従来の助成対象者からの申請による償還払いから、医療機関が請求する現物給付として助成対象者の負担を軽減するため、所要の改正を行うものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号 那珂川町ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第10、議案第10号 那珂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第10号 那珂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤浪京子） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります、国の基準である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が一部改正されたため、那珂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容であります、食事の提供の特例について、家庭的保育事業等の利用に乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し搬入する方法により行う際に求めている栄養士による必要な配慮について、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮とするものとなります。

4、施行期日は、令和7年4月1日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第10号 那珂川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第11、議案第11号 那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第11号 那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、宅地造成及び特定盛土等規制法が施行され、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例が改正されたことに伴い、所用の改正を行うものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 生活環境課長。

○生活環境課長（杉本 篤） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の一部改正についてをご覧ください。

1、改正の理由であります。盛土等による災害から国民の生命・身体を守る観点から、

盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する宅地造成等規制法の一部を改正する法律、いわゆる盛土規制法が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に３の改正の内容について説明いたします。

まず、盛土規制法が条例の規制内容を包含しているため、盛土等による災害発生防止については同法により対処することになります。

このため、条例から災害発生防止関連規定を削除することに伴い、条例名は、県の土砂条例名が変更されたことに合わせて、名称から災害の発生の文言を削除するものであります。

また、第１条では県土砂条例の名称変更のほか、第２条の２から５においても条文から災害の発生の文言を削除するものです。

第２条、第３条第１項第２号は、文言の「たい積」を漢字表記に改めるものです。

第２条の７は、土砂の埋立てについての災害発生防止関連規定が盛土規制法に包含されているため、条項を削るものです。

第３条は、土砂の埋立てについて、盛土規制法の許可権限となり、県及び町の条例では、土壤汚染の規制のみの対応となることから、許可から届出に文言を改め、あわせて、規則への委任などの文言を整理するものです。

第３条の２は、小規模特定事業に係る土地所有者の同意については、町規則で規定することとし、第２項を削るものです。

第３条の３、第８条、第１１条、第１２条、第１２条の２は、許可から届出へ文言を改めるものです。

第４条から第６条までは、許可から届出になるため、許可の手續、申請の制限、許可の基準、許可の条件についての条項を削るものです。

第７条は、許可から届出へ改正による文言の整理と、届出の変更について必要事項を規則で定めることとするものです。

第９条は、小規模特定事業で搬入した土砂等を管理するための台帳の記載事項は規則で定めることとするものです。

第１０条は、水質又は土質検査の実施について、文言を整理するものです。

第１０条の２は、小規模特定事業場の定義を追加し、周辺住民に届出に関する事業計画の周知を明記するものです。

第１３条は、小規模特定事業の完了後の届出から、災害発生防止関連規定に関する事項を削

るものです。

第14条は、許可から届出になるため、許可期間途中での廃止休止に関する事項を削るものです。

第14条の2、第14条の3、第15条、第16条は、許可制度の廃止により、許可を受けた地位の継承や許可の取り消しに関する事項を削るものです。

第17条は、災害発生防止関連規定に関する事項を削るものです。

第18条は、引用する条項の変更、文言の整理をするものです。

第18条の2は、現場管理者責任者の定義を整理するものです。

第18条の3は、引用する条項の変更、文言の整理をするものです。

第19条は、立入検査の対象者として、土砂等の搬入者及び埋立て等の教唆者・補助者を明記するものです。

第20条、第20条の2、第20条の3、第20条の4、第20条の5は、許可制度廃止により、許可の条件であった手数料の納入、保証金の預入等に関する条項を削るものです。

第22条、第23条、第24条は、適用する罰則の変更で、事業計画又は変更計画の無届行為については、県条例の罰則との整合性や、従来の搬入届の罰則と同等に、50万円以下の罰金とするものです。

第24条につきましては、事業の廃止や相続に関する規定が廃止されたため、30万円以下の罰金から当該条項を削るものであります。

また、条例の附則は、施行期日と経過措置を規定するものです。

この改正条例の施行期日を令和7年4月1日とし、条例改正前に許可を受けた事業については、事業が完了するまでの間、旧条例の規定を適用すること。

条例施行の際、現に旧条例の規定に基づく許可申請があった場合は、改正後条例の届出とみなすこと。

旧条例の規定に違反して小規模特定事業を行った者に対して行った許可の取消処分や措置命令、罰則の適用は、引き続き効力を有することなどを追記いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第11号 那珂川町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する
条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第12、議案第12号 那珂川町立美術館条例の一部改正についてを
議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第12号 那珂川町立美術館条例の一部改正
について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国の博物館法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであ
ります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますよ
うお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（星 学） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料の那珂川町立美術館条例の一部改正についてをご覧ください。

ださい。

1、改正の理由であります、国の博物館法が一部改正されたため、那珂川町立美術館条例について、所要の改正を行うものであります。

3、改正の内容等であります、博物館法の一部改正に伴い、第1条は、博物館法第18条の削除につき、博物館法第18条の規定によりを削除するものです。

第15条は、博物館法の条ずれに伴い、法第20条第1項を博物館法第23条第1項に改めるものです。

4、施行の期日は、公布の日からとなります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第12号 那珂川町立美術館条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時15分とします。

休憩 午前10時57分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（益子明美） 再開します。

◎議案第 13 号～議案第 19 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第13、議案第13号 令和6年度那珂川町一般会計補正予算（第7号）の議決について、日程第14、議案第14号 令和6年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第15、議案第15号 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について、日程第16、議案第16号 令和6年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第17、議案第17号 令和6年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について、日程第18、議案第18号 令和6年度那珂川町水道事業会計補正予算（第3号）の議決について、日程第19、議案第19号 令和6年度那珂川町下水道事業会計補正予算（第3号）の議決について、以上7議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第13号から議案第19号、令和6年度那珂川町一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計補正予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計から申し上げます。

今回の補正予算は、人事院勧告等に伴う職員人件費の精査、国・県等により追加認定された補助事業に係る費用のほか、年度末を迎え、各種事務事業の確定等に伴う費用を計上するものであります。

その補正額は、8,900万円の増額であり、補正後の予算総額は96億6,000万円となりました。

また、本年度予算化した事業は、おおむね完了する予定ですが、一部、年度内に完了できない見込みの事業について、繰越明許費として計上することといたしました。

歳入の主なものを申し上げますと、地方交付税は、普通交付税の確定によるもので、7億2,922万6,000円を増額するものであります。

繰入金は、今年度の歳入について精査し、財政調整基金や合併振興基金の繰入金を減額するなど、8億977万2,000円を減額するものであります。

町債は、借入限度額の確定により臨時財政対策債を減額するほか、事業費の確定等に伴い借入額を精査するなど、6,619万4,000円を減額するものであります。

歳出の主なものを申し上げます。

第1は総務費で、事業費の確定に伴い公共交通確保対策事業費を増額するほか、公共施設の改修や解体、新設に要する財源を確保するための公共施設整備基金積立金など、6,619万5,000円を計上いたしました。

第2は教育費で、小川図書館の空調設備更新工事に係る費用のほか、町の教育・文化の振興に充てる財源を確保するための教育文化基金積立金など、5,799万4,000円を計上いたしました。

第3は衛生費で、感染症予防事業に係る過年度国庫返納金など、1,746万8,000円を計上いたしました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正は、ケーブルテレビ施設光化整備事業に係る事業費の精査により施設管理運営費を減額するほか、町債償還利子を増額するもので、その財源として、国庫支出金及び繰入金を減額し、繰越金及び諸収入を増額することといたしました。その補正額は、2億1,100万円の減額であり、補正後の予算総額は13億2,900万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、国民健康保険事業費納付金を減額するほか、財政調整基金積立金や保険給付費等交付金償還金を増額するもので、その財源として、繰越金及び諸収入を充てることといたしました。その補正額は、5,500万円の増額であり、補正後の予算総額は21億1,870万円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金及び後期高齢者健診事業費を減額するほか、諸支出金を増額するもので、その財源として、後期高齢者医療保険料及び一般会計繰入金を減額し、繰越金及び諸収入を増額することといたしました。その補正額は、100万円の増額であり、補正後の予算総額は2億7,120万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は、会計年度任用職員の報酬・手当、

介護予防・生活支援サービス事業費のほか、介護給付費準備基金積立金及び過年度の精算による諸支出金を増額するもので、その財源として、国・県支出金、支払基金交付金、財産収入及び繰入金のほか、繰越金を充てることといたしました。その補正額は、1億6,520万円の増額であり、補正後の予算総額は21億3,820万円となりました。

次に、水道事業会計であります。今回の補正は、収益的収支において、人事院勧告等に伴い、職員人件費280万円を計上するもので、その財源は、当年度純利益を充てることといたしました。

最後に、下水道事業会計であります。今回の補正は、収益的収支において、人事院勧告等に伴い、職員人件費134万3,000円を計上するほか、処理場費に45万7,000円を計上するもので、その財源は、他会計負担金を充てることといたしました。

以上、一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをご覧ください。

第2表繰越明許費補正であります。国の補正予算措置による事業の前倒しなど、本年度内に完了が見込めない事業について、繰越明許費として追加するものであります。

2款総務費、1項総務管理費、和見集会所駐車場整備事業は、和見集会所の駐車場整備に係る経費で2,340万円。

2項企画費、上宿分譲宅地造成事業は、上宿分譲宅地の造成に係る経費で907万2,000円。

5款農林水産業費、1項農業費、農業用ため池改修実施計画策定事業は、農業用ため池の改修に係る実施計画策定業務費で850万円。

2項林業費、林道新道線道路改良事業は、林道新道線の道路改良に係る経費で840万2,000円。

7款土木費、2項道路橋梁費、地方道路交付金事業は、町道薬利後沢線及び町道上郷須賀川線の道路改良に係る経費で5,636万5,000円、町道改良舗装事業は、町道金谷線及び町道小口長峰線の道路改良に係る経費で277万円。

4項都市計画費、馬頭公園整備事業は、馬頭公園の再整備に係る測量設計業務費で2,200万円。

9款教育費、3項中学校費、中学校体育館受変電設備改修事業は、馬頭中学校及び小川中学校体育館の受変電設備改修に係る経費で1,900万円とするものです。

続きまして、6ページをご覧ください。

第3表債務負担行為補正は、不利益処分審査請求事件に係る弁護士委託及び損害賠償請求事件に係る弁護士委託の費用について、債務負担行為を追加するもので、2件とも、期間は委任契約で定める事件が終了する年度まで、限度額は委任契約に基づく弁護士報酬等費用に相当する額であります。

続きまして、7ページをご覧ください。

第4表地方債補正であります。事業費がおおむね確定したことにより変更するもので、庁舎整備事業は、庁内のL G W A N回線無線化事業費の確定により、限度額を100万円減額し、900万円とするもの、地域医療確保事業は、南那須地区広域行政事務組合病院負担金で、発行限度額の確定に伴い、限度額を50万円増額し、4,690万円とするもの、道路整備事業は、地方道路交付金事業費及び町道改良舗装事業費の確定により、限度額を2,460万円減額し、1億440万円とするもの、消防施設整備事業は、消防ポンプ自動車更新事業費の確定により、限度額を800万円減額し、4,000万円とするもの、臨時財政対策債は、発行限度額の確定に伴い、限度額を3,309万4,000円減額し、1,690万6,000円とするものであります。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

補正予算書の11ページをご覧ください。

11款地方交付税、1項1目地方交付税の補正額は7億2,922万6,000円の増で、普通交付税は、定額減税による税収の減、臨時財政対策債振替額の減及び再算定の結果等により増額となったものであります。

15款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は36万9,000円の増で、子どものための教育・保育給付費は、施設型給付費の増によるもの。

2項1目総務費国庫補助金の補正額は14万5,000円の増で、社会保障・税番号制度システム整備費は、個人番号カード推進事業費に係るもの。

2目民生費国庫補助金の補正額は140万9,000円の増で、社会福祉費補助金は、重層的支援体制整備事業交付金に係るもの、児童福祉費補助金は、児童虐待・DV対策等総合支援事業費及び重層的支援体制整備事業交付金に係るもの。

3目衛生費国庫補助金の補正額は337万6,000円の増で、出産・子育て応援交付金は事業費の確定によるもの。

4目土木費国庫補助金の補正額は2,651万5,000円の減で、道路橋梁費補助金は、地方道路交付金事業費及び道路メンテナンス事業費の確定によるもの。住宅費補助金は、地域住宅交付金事業費及び住宅・建築物耐震改修等事業費の確定によるものであります。

16款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は421万2,000円の減で、社会福祉費負担金は保険基盤安定費の確定によるもの。児童福祉費負担金は子どものための教育・保育給付費で、施設型給付費の増によるものであります。

12ページに移ります。

2項1目総務費県補助金の補正額は1,021万8,000円の増で、生活バス路線運行費は、コミュニティバス運行事業及びデマンド交通運行事業に係る交付金の確定によるもの。地域振興支援交付金は、交付額の確定によるもの。

2目民生費県補助金の補正額は65万8,000円の増で、重層的支援体制整備事業交付金は、事業費の確定によるもの。

3目衛生費県補助金の補正額は337万6,000円の減で、出産・子育て応援交付金は、事業費の確定によるもの。

4目農林水産業費県補助金の補正額は86万4,000円の減で、農業委員会活動費、機構集積支援事業費及び多面的機能支払交付事業費は、事業費の確定によるもの。農村地域防災減災事業費850万円の増は、農業用ため池改修実施計画策定事業に係るもの。新規就農者育成総合対策事業費補助金及び農業支援サービス事業緊急拡大支援対策事業費は、事業費の確定によるもの。

6目土木費県補助金の補正額は130万円の減で、栃木県民間住宅耐震改修助成事業費は、事業費の確定によるもの。

7目教育費補助金の補正額は89万4,000円で、部活動指導員配置支援事業費は、事業費の確定によるものであります。

17款財産収入、2項1目不動産売払収入の補正額は696万5,000円の増で、町有林及び部分林の立木売払収入であります。

18款寄附金、1項2目総務費寄附金の補正額は3,500万円の増で、ふるさと納税寄附金であります。

13ページに移ります。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は5億3,336万9,000円の減で、地方交付税や繰越金等を増額補正する状況を精査し、減額するもの。

2目減債基金繰入金の補正額は1億円の減で、地方交付税や繰越金等を増額補正する状況を精査し、減額するもの。

5目教育文化基金の補正額は1,900万円の減で、学校体育館空調設備リース事業費の確定によるもの。

6目奨学基金繰入金の補正額は97万2,000円の減で、貸付金の確定によるもの。

7目合併振興基金繰入金の補正額は1億6,708万6,000円の減で、ケーブルテレビ施設光化整備事業費の確定によるものであります。

2項1目後期高齢者医療特別会計繰入金の補正額は342万9,000円の増で、令和5年度事業の精算による特別会計からの返納金。

2目介護保険特別会計繰入金の補正額は722万6,000円の増で、令和5年度事業の精算による特別会計からの返納金であります。

20款繰越金、1項1目繰越金の補正額は2億704万8,000円の増で、前年度繰越金であります。

14ページに移ります。

21款諸収入、5項4目雑入の補正額は592万5,000円の増で、コミュニティバス馬頭烏山線運行事業費は、事業費の確定によるもの。地域公共交通確保維持改善事業費は、事業費の確定によるもの。栃木県市町村振興協会市町村交付金は、交付額の確定によるものであります。

22款町債、1項1目総務債の補正額は100万円の減で、庁舎整備事業債は、庁内L G W A N回線無線化事業費の確定によるもの。

2目衛生債の補正額は50万円の増で、地域医療確保事業債は、南那須地区広域行政事務組合病院負担金に係る発行限度額の確定によるもの。

3目土木債の補正額は2,460万円の減で、道路整備事業債は、地方道路交付金事業費及び町道改良舗装事業費の確定によるもの。

4目消防債の補正額は800万円の減で、消防施設整備事業債は、事業費の確定によるもの。

5目臨時財政対策債の補正額は3,309万4,000円の減で、発行限度額の確定によるものであります。

15ページ、歳出に入ります。

1款議会費、1項1目議会費の補正額は49万円の増で、議員人件費17万2,000円は、人事院勧告に伴い議員の期末手当を増額するもの。職員人件費31万8,000円は、人事院勧告等に

に伴う、職員手当等及び共済費の増額であります。

なお、職員人件費の補正につきましては、いずれも人事院勧告等に伴う給与、職員手当、共済費の精査でありますので、以降、説明は一部省略させていただきます。また、一部を除く会計年度任用職員の報酬、職員手当の補正につきましても、同様の理由によるもので、説明は一部省略させていただきます。

2 款総務費、1 項 1 目一般管理費の補正額は2,658万8,000円の減で、特別職人件費 9 万 5,000円は人事院勧告に伴い特別職員期末手当を増額するもの。職員人件費1,945万円を減額するもの。総務管理費723万3,000円は、会計年度任用職員に係る報酬及び期末・勤勉手当を増額するほか、雇用人数確定に伴い、共済費を減額するもの。

3 目会計管理費の補正額は16万円の増で、職員人件費を増額するもの。

5 目防犯交通安全対策費の補正額は79万3,000円の増で、交通指導員費29万3,000円は、会計年度任用職員に係る報酬及び期末・勤勉手当を増額するもの。防犯対策費50万円は、防犯灯に係る電気料金の高騰により、光熱水費を増額するもの。

6 目公共交通確保対策事業費の補正額は801万8,000円の増で、生活バス路線運行費、デマンド交通及びコミュニティバス運行費の確定により、補助金を増額するものであります。

16ページに続きます。

2 項 1 目企画総務費の補正額は 1 億9,077万3,000円の減で、職員人件費443万円を増額するほか、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金 1 億9,520万3,000円の減は、ケーブルテレビ施設光化整備事業費の確定により繰出金を減額するもの。

2 目まちづくり費の補正額は252万7,000円の増で、地域おこし協力隊事業費162万7,000円は、会計年度任用職員である隊員の報酬、期末・勤勉手当、共済費を増額するもの。まちづくり諸費90万円は、ふるさと納税により小砂環境芸術展への交付金を増額するもの。

4 目財政調整基金費等の補正額は 2 億7,480万円の増で、減債基金費3,470万円は、地方債の償還に係る財源を確保するために積み立てるもの。地域振興基金費4,010万円は、地域振興支援交付金及びふるさと納税寄附金等を積み立てるもの。公共施設整備基金費 2 億円は、老朽化が進んでいる公共施設の改修や解体、新設に必要な財源を確保するために積み立てるものであります。

3 項 1 目税務総務費の補正額は 1 万5,000円の減で、職員人件費182万円を増額するほか、税務総務諸費183万5,000円の減は、会計年度任用職員に係る報酬、期末手当及び共済費を減額するもの。

17ページに続きます。

4 項 1 目戸籍住民基本台帳費の補正額は84万6,000円の増で、職員人件費70万1,000円を増額するほか、個人番号カード推進事業費14万5,000円は、会計年度任用職員に係る報酬、期末・勤勉手当を増額するものであります。

5 項 2 目栃木県知事選挙費の補正額は69万円の減で、栃木県知事選挙に係る事業費の確定によるもの。

7 目衆議院議員総選挙費の補正額は288万3,000円の減で、衆議院議員総選挙に係る事業費の確定によるものであります。

18ページに続きます。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費の補正額は2,215万5,000円の減で、職員人件費は、健康福祉課分として15万5,000円、介護保険分として485万円を減額するもの。福祉基金費790万円は、ふるさと納税による寄附金等を積み立てるもの。後期高齢者医療費2,697万2,000円の減は、医療費負担金及び後期高齢者医療特別会計繰出金の確定によるもの。福祉諸費192万2,000円は、令和5年度生活困窮者就労準備支援事業費国庫補助金の過年度返納金。

2 目障害者福祉費の補正額は1,491万3,000円の増で、障害者福祉諸費は、令和5年度障害者医療費及び障害者自立支援給付費等に係る国・県負担金の過年度返納金。

3 目老人福祉費の補正額は123万2,000円の増で、介護予防費42万3,000円は、会計年度任用職員に係る報酬及び期末・勤勉手当の増額。介護保険特別会計繰出金80万9,000円は、地域支援事業費の増に伴う繰出金の増額。

19ページに続きます。

4 目総合福祉センター費の補正額は254万7,000円の増で、馬頭総合福祉センター施設管理費84万7,000円は、ボイラーの故障に伴う修繕料。小川総合福祉センター施設管理費170万円は、あじさいホールの空調設備改修工事費及びゲートボール場の改修工事費であります。

2 項 1 目児童福祉総務費の補正額は389万8,000円の増で、職員人件費を増額するもの。

2 目認定こども園費の補正額は530万5,000円の増で、職員人件費を増額するもの。

3 目児童措置費の補正額は169万4,000円の増で、子育て支援センター職員人件費25万5,000円を増額するほか、子育て支援センター運営事業費25万5,000円は、会計年度任用職員に係る報酬を増額するもの。子ども家庭総合支援拠点運営事業費18万4,000円は、会計年度任用職員に係る報酬及び期末・勤勉手当を増額するもの。児童措置諸費100万円は、施設

型給付費の増に伴い負担金を増額するものであります。

20ページに続きます。

4款衛生費、1項1目衛生総務費の補正額は49万円の減で、職員人件費は、健康福祉課分として301万円を減額、国保分として252万円を増額するもの。

2目予防費の補正額は1,508万8,000円の増で、感染症予防費35万円は、令和5年度事業の精算による国庫返納金。新型コロナウイルスワクチン接種事業費1,473万8,000円は、令和5年度事業費の精算による国庫返納金。

4目環境衛生費の補正額は287万円の増で、職員人件費を136万5,000円増額するほか、不法投棄等対策費30万5,000円は、会計年度任用職員に係る報酬及び期末・勤勉手当を増額するもの。簡易水道事業費120万円は、水道基本料免除に係る水道事業会計への負担金を増額するものであります。

5款農林水産業費、1項1目農業委員会費の補正額は403万1,000円で、農業委員会活動費535万1,000円の増は、農地利用最適化交付金の確定により農業委員の報酬を増額するもの。機構集積支援事業費132万円の減は、事業費の確定により減額するもの。

2目農業総務費の補正額は147万円の増で、職員人件費を増額するもの。

21ページに続きます。

3目農業振興費の補正額は1,474万1,000円の減で、多面的機能支払事業費118万5,000円の減は、事業費の確定によるもの。農業振興諸費1,355万6,000円の減は、事業費の確定によるもの。

5目農地費の補正額は895万7,000円の増で、農業集落排水事業費45万7,000円は、下水道事業会計への負担金の増額、農地諸費850万円は、農業用ため池改修実施計画策定業務委託料を増額するもので、国の予算措置の都合により、今回の補正予算において対応するものであります。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は770万7,000円の増で、職員人件費を1,049万円減額するほか、地域雇用創出事業費278万3,000円は、会計年度任用職員に係る報酬及び期末・勤勉手当を増額するもの。

2目商工業振興費の補正額は20万7,000円の増で、陸砂利採石監視員設置費は、会計年度任用職員に係る報酬及び期末・勤勉手当を増額するもの。

3目観光費の補正額は37万2,000円の増で、観光諸費は、会計年度任用職員に係る報酬及び期末・勤勉手当を増額するものであります。

7 款土木費、1 項 1 目土木総務費の補正額は72万3,000円の減で、職員人件費を358万円増額するほか、住宅・建築物耐震改修等事業費430万3,000円の減は、事業費の確定によるもの。

22ページに続きます。

2 目地籍調査費の補正額は289万8,000円の減で、職員人件費を減額するものであります。

2 項 3 目道路新設改良費の補正額は4,697万2,000円の減で、地方道路交付金事業費3,390万8,000円の減は、事業費の確定によるもの。町道改良舗装事業費1,306万4,000円の減は、事業費の確定によるものであります。

23ページに続きます。

4 項 1 目都市計画総務費の補正額は392万円の減で、都市計画総務諸費は、事業費の確定によるもの。

3 目下水道費の補正額は134万3,000円の増で、職員人件費の増額に伴う負担金の増額であります。

9 款教育費、1 項 2 目事務局費の補正額は264万2,000円の減で、特別職人件費 3 万9,000円は人事院勧告に伴い特別職員期末手当を増額するもの。職員人件費376万円を減額するもの。事務局費22万6,000円は、会計年度任用職員に係る報酬を増額するもの。奨学金運営費62万8,000円は、貸付額の確定により貸付金を減額するほか、ふるさと納税寄附金等を積み立てるもの。事務局諸費22万5,000円は、教育支援センター運営負担金を増額するものであります。

2 項 1 目小学校管理費の補正額は2,825万9,000円の減で、小学校管理諸費は、会計年度任用職員に係る報酬及び期末・勤勉手当を増額するほか、事業費の確定によりスクールバス運行业務委託料及び体育館空調設備リース料を減額するものであります。

24ページに続きます。

3 項 1 目中学校管理費の補正額は2,114万6,000円の減で、中学校管理諸費は、会計年度任用職員に係る報酬を増額するほか、事業費の確定によりスクールバス運行业務委託料及び体育館空調設備リース料を減額するものであります。

4 項 1 目社会教育総務費の補正額は 1 億693万6,000円の増で、職員人件費335万円を減額するほか、社会教育推進費28万6,000円は、会計年度任用職員に係る報酬及び期末・勤勉手当を増額するもの。教育文化基金費 1 億1,000万円の増は、ふるさと納税寄附金等を積み立てるほか、これからの町の教育・文化の振興に充てる財源を確保するために積み立てるもの

であります。

3 目図書館費の補正額は114万7,000円の増で、図書館管理運営費は、小川図書館空調設備の更新工事費。

5 目美術館費の補正額は254万3,000円の増で、職員人件費118万円を増額するほか、美術館管理運営費136万3,000円は、会計年度任用職員に係る報酬及び期末・勤勉手当を増額するもの。

25ページに続きます。

6 目なす風土記の丘資料館管理運営費の補正額は101万5,000円の増で、職員人件費35万円を減額するほか、なす風土記の丘資料館管理運営費136万5,000円は、会計年度任用職員に係る報酬及び期末・勤勉手当を増額するものであります。

5 項 1 目保健体育総務費の補正額は198万円の増で、職員人件費を増額するもの。

3 目給食センター費の補正額は358万円の減で、職員人件費を減額するものであります。

26ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書 7 ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

3 款国庫支出金、1 項 1 目総務費国庫補助金の補正額は6,874万円の減で、那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業に係る補助対象事業費の確定見込みに伴い減額するもので、無線システム普及支援事業費等補助金2,614万5,000円の減は、情報通信基盤の整備に対する補助金の減。放送ネットワーク整備支援事業費4,259万5,000円の減は、放送施設の整備に対する補助金の減であります。

4 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金の補正額は 1 億9,520万3,000円の減で、ケーブルテレビ施設光化整備事業費の減額等に伴い、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

5 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は1,412万2,000円の減で、前年度繰越金であります。

6 款諸収入、1 項 1 目雑入の補正額は3,882万1,000円の増で、令和 5 年度の消費税及び地方消費税確定による還付金であります。

8 ページ、歳出に入ります。

1 款ケーブルテレビ事業費、1 項 1 目管理運営費の補正額は 2 億 1,180 万 6,000 円の減で、職員人件費 442 万円の減は、人事院勧告等に伴う、給与、職員手当及び共済費の減額。工事請負費 2 億 738 万 6,000 円の減は、ケーブルテレビ施設光化整備事業費等の確定見込みによるものであります。

2 款公債費、1 項 2 目利子の補正額は 80 万 6,000 円の減で、令和 5 年度分の借入に係る利子を増額するものであります。

9 ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 住民課長。

○住民課長（金子洋子） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書 7 ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

8 款繰越金、1 項 1 目その他繰越金の補正額は 3,967 万 2,000 円の増で、前年度繰越金であります。

9 款諸収入、2 項 8 目雑入の補正額は 1,532 万 8,000 円の増で、概算払いにより支払った、令和 5 年度保険給付費の精算金であります。

8 ページ、歳出に入ります。

3 款国民健康保険事業納付金、1 項 1 目一般被保険者医療給付費の補正額は 756 万円の減で、納付金確定に伴うものであります。

2 項 1 目一般被保険者後期高齢者支援金の補正額は 358 万 6,000 円の減で、納付金確定に伴うものであります。

3 項 1 目介護納付金の補正額は 130 万 7,000 円の減で、納付金確定に伴うものであります。

6 款基金積立金、1 項 1 目財政調整基金積立金の補正額は 4,999 万 8,000 円の増で、国民健康保険事業費納付金等の財源に不足が生じた場合に充当できるよう、積み立てをするものであります。

8 款諸支出金、1 項 3 目保険給付費等交付金償還金の補正額は 1,745 万 5,000 円の増で、過年度保険給付費等交付金の精算による返納金であります。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書 7 ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目後期高齢者医療特別徴収保険料の補正額は1,150万8,000円の減で、保険料の精査によるものであります。

2 目後期高齢者医療普通徴収保険料の補正額は967万円の増で、保険料の精査によるものであります。

3 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金の補正額は28万7,000円の減で、後期高齢者健診事業の実績等によるものであります。

2 目保険基盤安定繰入金の補正額は582万4,000円の減で、保険基盤安定制度負担金の額の確定によるものであります。

4 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は794万4,000円の増で、前年度繰越金であります。

5 款諸収入、3 項 3 目後期高齢者健診事業負担金の補正額は53万7,000円の増で、実績の見込みによるものであります。

6 目雑入の補正額は46万8,000円の増で、マイナンバーカードと保険証一体化に関する周知広報事業費補助金等によるものです。

8 ページ、歳出に入ります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は9万3,000円の減で、保険基盤安定制度負担金の額の確定及び保険料納付金の精査によるものであります。

3 款後期高齢者健診事業費、1 項 1 目後期高齢者健診事業費の補正額は233万6,000円の減で、実績の見込みによるものであります。

4 款諸支出金、2 項 1 目繰出金の補正額は342万9,000円の増で、前年度繰越金の一般会計への繰出金であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書 7 ページをご覧ください。

事項別明細書により、歳入から説明いたします。

3 款国庫支出金、2 項 2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の補正額は42万5,000円の増で、地域支援事業費に係る国負担分の増額であります。

3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は6万8,000円の増で、地域支援事業費に係る国負担分の増額であります。

4 款支払基金交付金、1 項 2 目地域支援事業交付金の補正額は45万9,000円の増で、地域支援事業費に係る支払基金分の増額であります。

5 款県支出金、2 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の補正額は21万2,000円の増で、地域支援事業費に係る県負担分の増額であります。

2 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は3万4,000円の増で、地域支援事業費に係る県負担分の増額であります。

6 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金の補正額は42万2,000円の増で、介護給付費準備基金の利子分であります。

8 ページに移ります。

7 款繰入金、1 項 2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）の補正額は21万2,000円の増で、一般会計からの繰入金であります。

3 目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は3万4,000円の増で、一般会計からの繰入金であります。

4 目保険料軽減事業繰入金の補正額は2万1,000円の増で、一般会計からの繰入金であります。

5 目その他一般会計繰入金の補正額は54万9,000円の増で、一般会計からの事務費繰入金であります。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金の補正額は、1 億6,276万4,000円の増で、前年度繰越金です。

9 ページ、歳出に移ります。

1 款総務費、3 項 2 目認定調査費の補正額は54万9,000円の増で、人事院勧告に伴い、会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当を増額するものです。

3 款地域支援事業交付金、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費の補正額は170万円の増で、訪問型サービス・通所型サービスなどの委託料であります。

3 項 8 目認知症施策推進事業費の補正額は17万9,000円の増で、人事院勧告に伴い、会計

年度任用職員の期末手当及び勤勉手当を増額するものです。

6 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金の補正額は5,860万1,000円の増で、介護報酬改定や介護サービス等の利用の増加による給付費への影響に備え積み立てるものです。

10ページに移ります。

8 款諸支出金、1 項 2 目償還金の補正額は9,694万5,000円の増で、令和 5 年度分介護給付費負担金及び地域支援事業費交付金に対する国及び県負担金の清算による返納金です。

2 項 1 目繰出金の補正額は722万6,000円の増で、令和 5 年度分介護給付費、地域支援事業費及び事務費の一般会計繰入金の精算による返納分、令和 6 年度重層的支援事業費の一般会計繰出金であります。

11ページからは、今回の補正に係る給与明細書でありますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で、那珂川町介護保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） 続きまして、水道事業会計補正予算について補足説明申し上げます。

補正予算書 3 ページをご覧ください。

補正予算実施計画によりご説明いたします。

収益的収入及び支出の収入であります。1 款水道事業収益、1 項 1 目給水収益の補正額は120万円の減で、物価高騰対策として実施しております、水道基本料金免除に伴う水道使用料の減によるものです。

2 項 2 目他会計負担金の補正額は120万円の増で、水道基本料金免除に伴う一般会計からの繰入金であります。

次に、支出であります。1 款水道事業費用、1 項 4 目総係費の補正額は280万円の増で、人事院勧告に伴う人件費の増によるものです。

支出の増額に伴う収入については、純利益から280万円を充当することといたしました。

4 ページはキャッシュフロー計算書、5 ページからは、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で、水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、下水道事業会計補正予算について補足説明申し上げます。

補正予算書 3 ページをご覧ください。

補正予算実施計画によりご説明いたします。

収益的収入及び支出の収入であります、1 款下水道収益、2 項 2 目他会計負担金の補正額は180万円の増で、人事院勧告に伴う人件費の増及び農業集落排水処理施設の維持管理費の増加に伴う、一般会計からの繰入金であります。

次に、支出であります、1 款下水道事業費用、1 項 2 目処理場費の補正額は45万7,000円の増で、北向田地区農業集落排水処理施設の動力費の増加によるものであります。

4 目総係費の補正額は134万3,000円の増で、人事院勧告に伴う人件費の増によるものです。

4 ページはキャッシュフロー計算書、5 ページからは、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧頂きたいと思います。

以上で、那珂川町一般会計補正予算、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算、那珂川町国民健康保険特別会計補正予算、那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算、那珂川町介護保険特別会計補正予算、那珂川町水道事業会計補正予算並びに那珂川町下水道事業会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後 1 時30分といたします。

休憩 午後 零時 0 6 分

再開 午後 1 時 3 0 分

○議長（益子明美） 再開します。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示してください。

質疑はありませんか。

8 番、小川正典議員。

○8 番（小川正典） 一般会計、5 ページ。繰越明許費でございますけれども、企画費、上宿分譲造成事業で、繰越明許費900万円ほど上げられておりますけれども、総合振興計画では来

年度までに20区画とあり、前回、私も質問していますが、今回もおそらく4区画だと思いますけれども、これが遅れた要因と、いつ完成するのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） ただいまの質問にお答えをいたします。

上宿分譲宅地造成事業でありますけれども、ご質問のように本年度4区画の整備を行っているところでございます。当初3月中に完了の予定で工事を進めていたところでございますけれども、建築資材等の確保が想定以上に時間がかかることが判明したために、今回繰越明許費とさせていただいたところでございます。おおむね2か月程度の工事の遅れを予定しております。

以上であります。

○議長（益子明美） 8番、小川正典議員。

○8番（小川正典） 確かに資材の調達が遅れたようですが、実際は着工するのも随分遅かったように感じますけれども、いかがでしょうか。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） お答えをいたします。

造成工事につきましては、年度内に終わるということで当初より設計をして進めていたところでございます。しかしながら、先ほど申した理由により、繰越しになったことでございますので、ご了解のほどよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（益子明美） 8番、小川正典議員。

○8番（小川正典） 昨日、益子純恵議員も質問しておりましたけれども、なぜあのような質問をされたのか、なぜこんなに遅れてしまうのか、執行部には、反省をしていただかないといけないと思います。

やはり、子育てをするために、これだけ住宅造成をするというのが、簡単に遅れてしまうというのは、非常に問題だと思っております。答弁は結構ですけれども、ぜひ、来年度も着工されると思いますので、このようなことのないように、ぜひお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（益子明美） 答弁はよろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

4 番、福田浩二議員。

○4 番（福田浩二） 4 番、福田浩二。

12ページの17款不動産売払収入のところの立木なんです、町有林だとは思いますが、立木はどこの場所の立木なのかお伺いします。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

不動産売払収入の立木の場所でございますけれども、町有林の売払収入でございます、谷川地区の8.06ヘクタールの分でございます。それと、部分林立木売払収入でありまして、学校林旧小川町地代の学校林、那須烏山市の大沢地区にあった部分林でございます。面積が3.05ヘクタールでございます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 4 番、福田浩二議員。

○4 番（福田浩二） これは、どちらに売り払ったのかお聞きしたいと思います。

○議長（益子明美） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

町有林の売払いでございますけれども、これは間伐での収入でございます、森林組合のほうで実施をしたところでございます。部分林につきましては、国有林の部分林でありまして、国で行った部分で、町に収入として入ってきたものでございます。

以上でございます。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

6 番、川俣義雅議員。

○6 番（川俣義雅） 一般会計予算の16ページ、総務費の中の企画費の4目、財政調整基金等費とありますけれども、その上から2番目、地域振興基金費ということで上げられていますけれども、ここにふるさと納税の一部が積まれているということですが、これ以外にあと3か所あったと思います。それぞれ幾らなのか教えていただきたいと思います。

○議長（益子明美） 答弁願います。

企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） お答えをいたします。

ふるさと納税の寄附金についての充当先ということかと思われそうですが、地域振興基金分といたしましては、寄附金のメニューであります、まちづくり地域振興という部分と町長にお

任せという部分で頂いた分を積立金としているところでございます。

概数で申し訳ありませんけれども、まちづくり地域振興分として約700万円、町長にお任せ分といたしまして920万円程度、それと福祉基金分といたしまして、子育て支援というのと健康増進福祉向上ということで頂いた寄附金を充当しております。子育て支援分として約460万円、健康福祉増進分として230万円ということになります。それと教育文化等の振興といたしまして、教育文化基金への積み立てが約200万円ということです。あと最後、奨学金でありますけれども、これは奨学基金に積み立てをしております。約130万円ということになっております。

以上であります。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） どのくらいふるさと納税があるかというのは、分からないわけですが、どこに振り込むか、項目はあらかじめ決めていたのでしょうか。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） お答えをいたします。

基金として積む先ということでありますけれども、従来より基金の目的と合った形で、寄附を頂く際の使い道を、寄附者より希望をいただいているところでございますので、それに合わせた基金に寄附金を充てているということでございます。

以上でございます。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） もう一つ聞きたいのですが、町長にお任せという、それはどういうものなのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） お答えをいたします。

ふるさと納税の寄附を頂く際には、寄附者の方からその用途についておおむねこういったことということで、6つのメニューを用意しております。先ほどの繰り返しになりますけれども、1つがまちづくりや地域振興、2つ目が子育て支援、3つ目が健康増進や福祉の向上、4つ目が教育文化等の振興、5つ目が奨学金、その5つに当てはまらず、特に用途については希望がありませんという方は、町長にお任せということで選んでいただいているところでございます。

以上であります。

○議長（益子明美） ほかに質疑はございませんか。

12番、小川洋一議員。

○12番（小川洋一） 水道会計をお願いいたします。

先ほど報告にありました物価高騰ということを言われました。その物価高騰で120万円計上しておりますが、これはどこまでの範囲なのか、次に期間について、もう一つは率について、分かればお願いいたします。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをいたします。

水道料金の基本料金免除事業に関しまして、物価高騰対応地方創生臨時交付金を活用して行っているところでありますが、まず、対象であります、水道にご加入をいただいている町民の方及び事業者、工場など、こちらが対象でありまして、官公庁は除くとしております。

期間であります、今回につきましては令和6年11月分から令和7年2月分まで、水道の検針で言いますと12月の検針と2月の検針、料金の課金請求につきましては1月と3月に請求をさせていただく分の基本料金分を免除させていただいております。

率ということですが、全ての水道利用者、ご加入いただいている町民の方、事業者であります。ほぼ100%対象になっているということでもあります。

また、月の途中、1か月に満たない途中の休止精算分の基本料金も免除の対象としておるところであります。

以上であります。

○議長（益子明美） 12番、小川洋一議員。

○12番（小川洋一） 今、町民と事業者、官公庁は除くということですが、一般と官公庁の水道料の使用料はどのくらいの割合になっているのか、それと、期間ですが、以前は、6か月近くでしたが今回はなぜ4か月という期間になったのでしょうか、これについてお願いします。

○議長（益子明美） 上下水道課長。

○上下水道課長（加藤博行） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、官公庁の全体に占める割合という料金のお話をいただきました。今回1か月当たり、町民の皆さんの減免額としましては約1,100万円程度を見込んでいるところであります。

官公庁分ですが、官公庁は免除にはなりません、約60万円が1か月の基本料金になるかと思えます。約5%前後が官公庁の対応になると考えております。

2点目の、以前は6か月を免除期間だったということで、今回は4か月ということの理由ではありますが、前回基本料金免除を行いましたのは、令和4年9月分から2月分までの6か月3期を行ったところであります。こちらにつきましては、当時は新型コロナウイルスの蔓延に伴うコロナ禍ということで、原油価格の高騰あるいは物価の上昇などということで、今回と同じように町民の皆さんや事業者の経済負担の軽減ということで、6か月間行ったところであります。

今回につきましては、物価高騰、コロナ禍、まだコロナは完全に終息してはおりませんが、物価高騰ということで、特に年末年始の町民の皆さんや事業所の皆さんの何かと経費の出費の多い時期、この時期に負担軽減を図ろうということで、今回は4か月2期ということで設定をさせていただきました。

以上であります。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

9番、鈴木 繁議員。

○9番（鈴木 繁） 一般会計の補正予算の件で19ページなんですけれども、社会福祉費の件でお聞きします。

先ほど答弁の中で、小川総合福祉センターの施設管理費の中で、ゲートボール場の改修費という言葉が出たと思うのですけれども、多分ロッジの前のゲートボール場のことを言っているとは思いますが、その改修の内容をお聞きしたいと思います。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ただいまの質問にお答えいたします。

ゲートボール場内の全体がくぼんでいる状態であります。水たまりが出現しておりますので、現在、水はけも悪くプレーに支障をきたしているというような状態でありますので、こちらの修繕としまして、山砂及び納土を搬入しまして低圧し、整地を行う予定であります。以上です。

○議長（益子明美） 9番、鈴木 繁議員。

○9番（鈴木 繁） 周りの木ではないのですね、周りの木も腐っており、それと勘違いしたものですから、それかなと思いました。

それと、その山砂の改修にかかって170万円というのが福祉センターの全体の中に入っておりますが、ゲートボール場の改修費では、その170万円のうちいくら改修費として今回補正されているのか、それをお聞きします。

○議長（益子明美） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（益子利枝） ゲートボール場の改修工事につきましては、125万円計上しております。

以上です。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

なお、討論に当たっては、反対する会計名をお示してください。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第13号 令和6年度那珂川町一般会計補正予算（第7号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 令和6年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 令和6年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和6年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和6年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和6年度那珂川町水道事業会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和6年度那珂川町下水道事業会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第20、議案第20号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第20号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、中学校教科書改訂に伴う財産の取得であります。

取得する財産は、中学校教師用教科書及び指導書等であります。

地方自治法第96条第1項第8号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 学校教育課長。

○学校教育課長（加藤啓子） 補足説明を申し上げます。

議案書をご覧ください。

取得財産は、中学校教師用教科書及び指導書等であります。

契約の方法は、随意契約であります。随意契約の理由といたしましては、教師用教科書等の流通経路が一般図書とは異なり、都道府県に一か所程度しかない教科書供給会社の指定を受けた書店からしか、購入できない仕組みとなっているためであります。

取得価格は、855万29円であります。

契約の相手方は、那須烏山市中央の有限会社越雲書店。代表取締役、越雲秀夫であります。

用途は、中学校教科書改訂に伴う購入となります。

次のページの参考資料をご覧ください。

取得財産の内訳としましては、教師用教科書124冊、7万6,135円、教師用指導書165セット、703万1,200円、教師用教材33セット、51万8,694円、教師用デジタル教科書16セット、80万7,400円、学習者用デジタル教科書265セット、11万6,600円、合計603セット、855万29円であります。

納入期限は、令和7年4月8日であります。

その他としまして、支払いについては、債務負担行為により令和7年度予算での支出となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号 財産の取得については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第21、議案第21号 第2期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業（整備工事）請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第21号 第2期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本契約の変更は、令和6年7月に議決いただきました、第2期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業について、工事費を1,894万2,000円増額し、請負金額を10億2,324万2,000円とするものであります。

今回の変更内容は、インターネットサービスに係るケーブルテレビ放送センター内に設置された機器の増設を行うものであります。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料をご覧ください。

変更契約の概要について、まず、1、内容、（1）当初契約についてですが、①工事名は、第2期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業です。②契約の方法は、一般競争入札です。③契約金額は、10億430万円です。④契約の相手方は、大阪府大阪市港区磯路2-21-1。日本電通株式会社、代表取締役社長、川副和宏です。

（2）変更契約の内容ですが、①変更請負金額は、10億2,324万2,000円、②増額は、1,894万2,000円となります。

2、主な変更理由についてですが、現地精査の結果、インターネットサービスを安定的に供給するにあたり、光送受信機の分配数を調整する必要が生じたことから、ケーブルテレビ放送センター内サーバー室に設置された機器の増設により対処することとしたため、変更契約を行うものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 主な変更理由のところに、最初のところ、現地精査の結果と書かれているのですが、これを読むと、誰が精査したのかがよく分からないんですね、町なのか町と電通と一緒になのか、それとも電通なのか、そこを聞きたいと思います。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） お答えをいたします。

現地精査の結果ということでまとめてはいるのですが、実際に接続等をした場合に、光信号の抵抗が増えたところがありまして、末端のほうでインターネットのスピードが出ないというような状況が確認されました。日本電通と役場、工事の管理を請け負っている会社を含め、そういう状況を確認し、対応を協議した結果、今回、変更契約をするようなことで対応するとしたためということでご理解をお願いいたします。

以上であります。

○議長（益子明美） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） それは、やってみなければ分からないというところなのでしょうか。それとも、最初から、想定して始めなければいけなかったのか、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（益子明美） 企画財政課長。

○企画財政課長（谷田克彦） お答えをいたします。

今回の件に関しましては、実際につないでみなければ、そういった事象が発生することが確認できなかったということで、やむを得ない変更かと理解をしております。

以上であります。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第21号 第2期那珂川町ケーブルテレビ施設光化整備事業（整備工事）請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子明美） 日程第22、議案第22号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第22号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、まほろばの湯湯親館、那珂川町ふるさとロッジ、那珂川町ふるさと交流館及び那珂川町営温泉源泉施設について、株式会社まほろばおがわを指定管理者として指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） 補足説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料、まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定についてをご覧ください。

まず、指定管理者に管理を行わせる施設の名称は、まほろばの湯湯親館、那珂川町ふるさとロッジ、那珂川町ふるさと交流館、那珂川町営温泉源泉施設になります。住所については、記載のとおりとなります。

主な施設の概要につきましても、記載のとおりとなりますのでご確認をお願いします。

次に、2の指定管理者に指定する法人は、栃木県那須郡那珂川町小川1065番地、株式会社まほろばおがわ、代表取締役、小松重隆となります。

次に、3の指定の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間になります。

次に、4の指定管理者が行う業務の範囲ですが、施設及び設備等の維持管理等に関する業務については、施設を正常に使用できる状態の維持など記載の7項目、その他として、緊急時の対応策など記載の4項目となります。

次に、5の利用料金収入等の取扱いについてですが、利用料金制度を採用し、条例の範囲内で利用料金を規定して収入として収受、管理運営に充当するなど、3項目となります。

次に、6の指定管理料ですが、施設の管理に必要な経費として、年額1,600万円を限度に協定で定め、指定管理者に支払うこととします。

次に、7の候補者選定の経緯であります。募集方法は、那珂川町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条第2項及び同条例施行規則第4条第2項の規定によ

り、非公募としております。

令和7年1月27日に申請書を受付後、書類審査により審査した結果、株式会社まほろばおがわは、まほろばの湯湯親館等を管理運営するため、町のほか、商工会、農協などが出資して設立した会社であり、平成14年の開館から長期間にわたり、管理運営を行ってきた実績を踏まえまして、効率的かつ効果的な公共サービスが見込まれると判断しまして、指定管理候補者として選定いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 7の候補者選定の経緯なんですけれども、募集方法非公募ということなんですけれども、常識的に考えて、まほろばおがわだと思えますけれども、非公募ということで、最初から決まっているというようにせず、公募してみることは考えていないのでしょうか。

○議長（益子明美） 産業振興課長。

○産業振興課長（熊田則昭） 議員のご意見等も踏まえまして、庁舎内で議会のお越しのときに検討してまいります。

以上であります。

○議長（益子明美） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子明美） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第22号 まほろばの湯湯親館等の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号～議案第29号の一括上程、説明

○議長（益子明美） 日程第23、議案第23号 令和7年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第24、議案第24号 令和7年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第25、議案第25号 令和7年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第26、議案第26号 令和7年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第27、議案第27号 令和7年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第28、議案第28号 令和7年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、日程第29、議案第29号 令和7年度那珂川町下水道事業会計予算の議決について、以上7議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第23号から議案第29号、令和7年度那珂川町一般会計、特別会計、企業会計予算を提案するに当たり、町政執行について所信の一端を申し述べますとともに、予算案の要旨について説明申し上げます。

日本の経済情勢は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、海外景気の下振れリスク、米国の政策動向による影響等に十分注意する必要があるとされています。

国の令和7年度一般会計予算については、基本方針における基本的考え方及び骨太の方針2024に沿って、足元の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、デフレを脱却し、新たなステージとなる賃上げと投資が牽引する成長型経済への移行を実現することを目指して、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、地方創生2.0の起動、官民連携による投資の拡大、防災・減災、国土強靱化、充実した少子化・こども政策の着実な実施等をはじめとした重要な政策課題について必要な予算を講じたところ、前年度比2.6%増の115兆5,415億円として

おります。

栃木県の令和7年度当初予算については、中期的な視点に立った財政運営を基本にしつつ、行革プランに掲げた取組を実行しながら、令和7年度政策経営基本方針に基づき、とちぎ未来創造プラン及びとちぎ創生15戦略の総仕上げを行うとともに、少子化対策と人づくり・女性活躍の推進によるとちぎの未来創生、地域経済の好循環創出、DXによる安全・安心で暮らしやすいとちぎづくりなどの重点事項を積極的に展開することとし、前年度比0.9%減の9,242億円としております。

本町の令和7年度当初予算につきましては、国の経済対策等と連動し、新たな行政課題に取り組むとともに、第2次那珂川町総合振興計画及び那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度であり、総仕上げの年度として、各種施策を着実に推進していく予算を計上しました。

また、予算編成においては、町の厳しい財政状況を踏まえ、事業の平準化に努めるとともに、前例や既成概念にとらわれず、必要性、緊急性、費用対効果を厳正に検証しつつ、限られた財源を有効に活用する観点から、全ての事業の成果を厳しく検証し、事業の廃止・休止など不断の事業見直しや、スクラップ・アンド・ビルド等の考え方を取り入れ、町民の負託に応える施策を展開するための財源を確保し、持続可能で強固な予算編成に取り組んでまいりました。

令和7年度の主な事業としまして、第3期ケーブルテレビ施設光化整備事業や、各中学校体育館の空調設備整備事業費、馬頭広重美術館大規模改修事業費などのほか、新規の事業としまして、物品・役務に係る電子入札システムの導入や、認定こども園のWi-Fi環境整備事業などのDX推進に係る経費、令和7年度は、本町が合併20周年を迎えることから、合併20周年記念事業を実施する経費などを計上しました。

また、学校給食費及び認定こども園給食費につきましては、現在、半額免除を実施しておりますが、令和7年度からは全額免除に拡充し実施することといたしました。

その結果、一般会計、特別会計、企業会計を合わせた予算額は164億197万8,000円となり、前年度と比較して4億651万1,000円、2.5%の増となりました。

それでは、予算の主な内容について、説明申し上げます。

まず、一般会計の予算額であります。96億8,000万円で、前年度に比較すると、7億8,000万円、8.8%の増となりました。

一般会計の歳入ですが、地方交付税のうち、普通交付税については、臨時財政対策債の新

規発行額をゼロとする国の方針に伴い、現金交付分の増を見込み、5,000万円の増額としました。

分担金及び負担金は、学校給食費全額免除事業及び認定こども園給食費減免事業などによる負担金の減を見込み、2,407万9,000円の減額としました。

国庫支出金は、小・中学校における児童生徒用タブレット購入費や、総合体育館の照明改修事業費などの増により、1億2,156万7,000円の増額としました。

県支出金は、和見地区圃場整備事業の完了に伴う地域支援交付金の増により、6,810万7,000円の増額としました。

繰入金は、事業の確実な推進と町民負担への影響を考慮し、財政調整基金から繰り入れることとしたほか、地域振興事業や福祉事業、奨学金事業などへ、各基金からの繰り入れを行うこととして、19億7,987万7,000円を計上いたしました。

町債につきましては、地方道路交付金事業や町道改良舗装事業のほか、消防施設整備事業、公園整備事業、美術館整備事業などに充当するため、交付税への算入率の高い過疎対策事業債や合併特例債などを活用することとし、5億7,480万円を計上いたしました。

続きまして、令和7年度の主要施策について、新規事業及び主な事業を中心に説明資料により説明いたします。

説明資料の4ページをご覧ください。

まず、1、快適に暮らせるまちをつくるであります。が、（2）都市基盤の整備、③公園緑地の整備では、馬頭公園の再整備のため、馬頭公園のトイレを新築するための工事費を計上いたしました。

（3）生活基盤の整備、④消防防災・交通安全・防犯基盤の整備のうち、消防施設整備事業では、松野地区のポンプ車更新費用を計上いたしました。

5ページに移ります。

⑤情報通信基盤の整備では、第3期ケーブルテレビ施設光化整備事業に必要な繰出金を計上するほか、情報システム管理費では、ガバメントクラウドネットワーク構築業務に係る経費を計上いたしました。

2、元気で明るく暮らせるまちをつくる。

（1）医療・保健の充実のうち、健康づくり推進事業では、屋内水泳場を活用した那珂よし健康ポイント事業のほか、健康増進計画策定に係る経費を計上いたしました。こども家庭センター事業母子保健分については、こども家庭センターの設置に伴い、事業名を母子保健

事業から変更したもので、母子保健事業に係る経費を計上いたしました。

(2) 高齢者福祉・社会福祉の充実のうち、地域づくり推進事業では、分野を問わない相談支援など、他機関協働による支援を実施するため重層的支援体制を整備するほか、地域福祉計画策定に係る経費を計上いたしました。

6 ページに移ります。

(3) 児童福祉・子育て支援の充実のうち、放課後児童クラブ運営事業では、小川放課後児童クラブの小川小学校校舎内への移転に係る費用を計上するほか、こども家庭センター事業児童福祉分では、子育て世帯への支援を強化するため、子育て世帯訪問支援事業や、支援対象児見守り強化事業に係る経費を計上いたしました。

3、人を育むまちをつくる。

(1) 学校教育の充実では、小・中学校における児童生徒用タブレット購入費用や、7 ページに続きまして、各中学校の体育館に空調設備を整備する経費や、馬頭中学校配膳室改修工事費のほか、中学校の部活動地域移行に向けた経費を計上いたしました。また、学校給食費については、現在半額免除としておりますが、令和7年度からは全額免除に拡充することといたしました。

(2) 生涯学習の充実では、各種教室や講座の開催など、社会教育の推進や公民館活動を推進するための経費などを計上いたしました。

(3) スポーツ・レクリエーションの振興では、スポーツ教室を開催するための経費や、総合体育館の照明を改修するための工事費を計上いたしました。

(4) 文化の振興では、文化振興の充実及び芸術文化活動の推進に係る経費のほか、馬頭広重美術館屋根の大規模改修に係る経費を計上いたしました。

(5) 国際交流の推進では、8 ページに続きまして、青少年海外体験学習派遣に併せて、合併20周年記念事業として、姉妹都市交流派遣事業を実施する経費を計上いたしました。

4、活力をおこすまちをつくる。

(1) 農林水産業の振興では、農業振興事業において、地産地消学校給食事業を実施するほか、林業の振興においては、引き続き、八溝材の利用拡大と移住・定住の促進のための、木材需要拡大事業を実施するとともに、林道橋梁補修補強設計業務に係る経費を計上しました。また、森林環境整備事業においては、里山管理業務のための経費を計上いたしました。

(2) 商工業の振興では、農業・商工・観光の各部門連携の下、地元特産品のブランド化を推進するほか、商店街の活性化のため地元消費喚起対策に係る経費を計上いたしました。

(3) 観光の振興では、観光PRに係る事業費のほか、各観光施設等の管理運営費を計上いたしました。

9 ページに移ります。

5、人と自然が共生するまちをつくる。

(2) 生活環境の保全では、ごみ収集対策、し尿処理対策の経費を計上いたしました。

(3) 循環型社会の構築では、生ごみ堆肥化事業のほか、低炭素まちづくり推進設備等導入事業では、電気自動車、太陽光発電、高効率給湯器及び木質バイオマス暖房設備等に係る補助金を計上いたしました。

6、ともに考え行動するまちをつくる。

(1) 行財政の健全化では、新規事業として、物品・役務に係る電子入札システムを導入する経費を計上いたしました。

(2) 住民参加・協働の推進では、産学官連携事業、地域おこし協力隊事業の経費を計上いたしました。

(3) 地域間連携・交流の促進では、秋田県美郷町に教育関係者のほか、スポーツ推進委員を派遣し、視察交流を実施する経費を計上いたしました。

7、まちづくりの重点プロジェクト。

(1) 雇用の創出推進プロジェクトでは、雇用を創出し町内に働く場を確保するための施策として、企業立地奨励事業や雇用促進奨励事業に係る経費を計上いたしました。

(2) 結婚・出産・子育て推進プロジェクトでは、結婚し安心して子育てができる環境の整備に係る施策として、結婚促進事業や、10ページに続きまして、こども家庭支援センター事業母子保健分として、不妊等治療費助成、産前・産後サポート事業のほか、子育て支援アプリの活用や育児パッケージ贈呈事業などに係る経費を計上いたしました。

さらに、認定こども園においては、ひばり認定こども園の屋根改修に係る経費や、各認定こども園の保育DX事業として、Wi-Fi環境の整備に係る経費を計上するほか、学校給食費の免除事業と併せ、認定こども園の給食費を全額免除する事業を実施することといたしました。

(3) 新しいひとの流れ創出推進プロジェクトでは、関係人口・交流人口の拡大を図るため、観光モニターツアー事業に係る経費を計上いたしました。

(4) 住めばみやこ推進プロジェクトでは、安心安全で住みよい地域を作るため、第3期ケーブルテレビ施設光化整備事業のほか、地域防災計画に基づく防災対策事業、町民の健康

づくりを促進する事業に係る経費を計上いたしました。

8、その他では、D Xに係る取組と位置付けた事業を計上するとともに、令和7年度に本町が合併20周年を迎えることから、合併20周年記念事業を計上いたしました。

11ページに移ります。

特別会計及び企業会計について説明いたします。

ケーブルテレビ事業特別会計であります。第3期ケーブルテレビ施設光化整備事業に係る経費のほか、指定管理業務委託料や道路改良工事に伴うケーブル移設工事に係る経費が主なものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。保険給付費や国民健康保険事業納付金のほか、保健事業に係る経費が主なものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。後期高齢者医療広域連合納付金のほか、健診事業に係る経費が主なものであります。

次に、介護保険特別会計であります。介護サービス給付、介護予防サービス給付、地域支援事業の一般介護予防事業及び包括的支援事業に係る経費が主なものであります。

また、年齢を重ねても自立した暮らしを続けていくための健康づくりを推進するため、通いの場を創設し、脳活事業を実施するための経費を計上いたしました。

12ページに移ります。

水道事業会計であります。原水設備及び配水設備の維持管理や建設改良に係る経費のほか、経営戦略策定に係る経費が主なものであります。

最後に、下水道事業会計であります。施設の維持管理や管路耐震補強工事に係る経費のほか、経営戦略策定に係る経費、変更事業計画策定業務、管路施設台帳デジタル化業務に係る経費が主なものであります。

以上、各会計の予算につきまして、その大要を申し上げましたが、今後も、予算の執行に当たりましては、現在の厳しい財政状況を認識し、経常経費の節減、事務事業の見直しなどの行財政改革に取組、全職員一丸となって努力してまいり所存でありますので、議員の皆様におかれましても、建設的なご意見・ご提言をいただき、町政発展のため、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、私の所信と令和7年度予算の提案説明とさせていただきます。

○議長（益子明美） 提案理由の説明が終わりました。

◎予算審査特別委員会の設置、付託

○議長（益子明美） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第23号から議案第29号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第29号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては、必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定しました。

ただいま、議員全員を委員とする予算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決定しておりません。委員会条例第10条第1項の規定により、議長名をもって、本日、本会議終了後、直ちに予算審査特別委員会を議場に招集します。

◎休会について

○議長（益子明美） お諮りします。

3月7日から3月16日までの10日間は、予算審査特別委員会及び休日のため、本会議を休会としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子明美） 異議なしと認めます。

よって、3月7日から3月16日までの10日間は本会議を休会とすることに決定しました。

3月7日から3月16日までの10日間は本会議を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（益子明美）　以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会　午後　２時３３分